

(公的年金)：「ねんきんネット」で在職老齢年金の試算が可能に

10月末から、日本年金機構が提供している「ねんきんネット」で在職老齢年金の試算が可能になった。これまで年金事務所等の窓口に出向く必要があったが、このサービスの開始により自宅や会社などのパソコンで、即時に試算結果が分かるようになった。60歳以後の雇用や就労が求められる中、その計画を練るためのツールとして活用が期待される。

「ねんきんネット」は日本年金機構がインターネットを通じて年金加入記録などの情報を提供するサービスである。旧社会保険庁時代の2005年2月に「年金個人情報提供サービス」としてスタートし、その後、年金記録問題や日本年金機構への組織再編を経て、2011年2月に「ねんきんネット」として機能拡充された。「ねんきんネット」を利用するには登録が必要だが、誕生月に送付される「ねんきん定期便」には、今年度分から1枚目の表面に登録に必要なアクセスキー、同裏面に登録方法が印字されている(図表1)。本人確認のための基礎年金番号を別途用意すれば、簡単に登録し即時に利用できるようになっている(ただし、アクセスキーの有効期限は3か月。期限後はネットで登録すれば5日程度でユーザーIDが郵送される)。

図表1 「ねんきん定期便」の1枚目に記載されている「アクセスキー」



「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」では、これまでに50歳以上に対して年金見込額が提供されてきた。現在は支給開始年齢が60歳から65歳へ引き上げられている最中であるため、年齢によって受け取る年金額が変わる。例えば1947年4月2日～1949年4月1日生まれの男性は、60歳から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給が始まり、64歳からは特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給も始まる。65歳になると、特別支給の老齢厚生年金から本来の老齢厚生年金と基礎年金に切り替わる。そのため、図表2には年齢欄が複数ある。

図表2 「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」で示される年金見込額

年金を受けられる年齢	歳	歳	歳
年金の見込額	基礎年金		老齢基礎年金
年金の見込額	厚生年金		円
特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)	円	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)	円
		(定額部分)	(経過的加算部分)
年金額(見込額)	円	円	円

10月から試算が可能になった在職老齢年金は、在職中（具体的には厚生年金加入中）にも老齢厚生年金が支給される仕組みである。以前の厚生年金では「退職」が支給要件となっており、在職中は年金が支給されなかった。しかし、高齢者は低賃金の場合が多く賃金だけでは生活が困難との配慮から、1965年に在職者にも老齢年金を支給する仕組み（在職老齢年金）が作られた。在職老齢年金創設に伴う給付には現役世代の追加的な負担が必要なことや、年金を受け取るために就労を抑制する懸念があることから改正が繰り返され、現在も議論になっている。

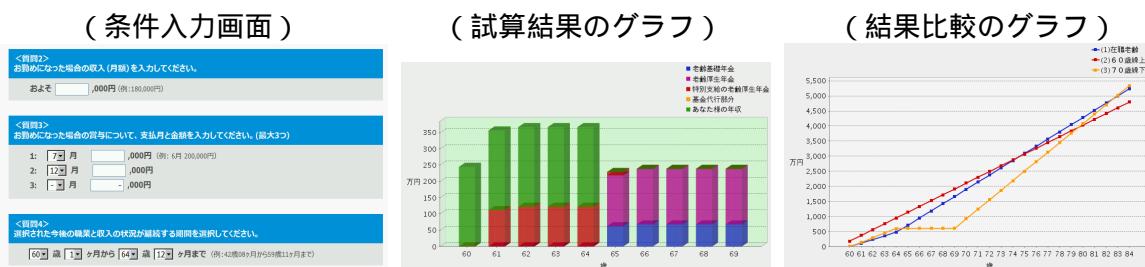
現在の在職老齢年金の仕組みは図表3のとおりであり、一見すると理解しやすい印象もある。図表2の年金見込額を使って個人での試算も可能だが、60～64歳と65歳以降で計算の仕組みが異なっていたり、在職老齢年金の受給後に退職して本来の老齢厚生年金を受け取る際に、在職老齢年金を受給しながら働いていた期間や給与に応じて年金額が増えるなど、実際に試算しようとすると難しい面がある。一方で、定年退職後の継続雇用や再就職を具体的に検討する際には、働き方を考える個人の側だけでなく雇用条件を検討する企業の側でも、各個人の加入実績に基づいた年金額の試算が必要になる場面が少なくない。実際、年金事務所等の窓口が対応する年間約1000万件の相談のうち、100～200万件程度が在職老齢年金に関する相談だという。

図表3 在職老齢年金の仕組み

60～64歳	賃金と年金額（基礎年金相当を含む）の合計が月28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対して年金額1を支給停止（減額）する。 賃金が月46万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金額を減額する。
65歳以降	賃金と厚生年金（基礎年金を含まない）の合計が月46万円を上回る場合は、賃金の増加2に対して年金額1を支給停止（減額）する。

「ねんきんネット」では、これから予定している就労期間と賃金等を入力すると、各個人の加入実績に基づいた年金額を使った在職老齢年金の額が画面に示される。在職老齢年金と同時に開始した支給開始年齢の繰り上げ/繰り下げの試算とともに試算結果を登録することも可能であり、計算の条件を変えた複数の試算結果を比較することもできる（図表4）。

図表4 「ねんきんネット」での在職老齢年金試算の画面例



「ねんきんネット」で在職老齢年金の試算が可能になったことは大きな前進だが、高齢者の就労に関しては、雇用保険の高年齢雇用継続給付と老齢年金の支給調整など他にも検討が必要な事項がある。これらの制度も勘案できるよう「ねんきんネット」の機能強化を求めるのが、わが国の財政事情は厳しいため利用状況に応じて優先順位を付けられる可能性が高い。まずは現行システムの利用者が拡大し、その実績を受けて機能拡充が進んでいくことを期待したい。

（中嶋 邦夫）

（お詫び）初出時、図表3に誤りがありましたので訂正致しました。